

平成30年度我孫子市自殺対策協議会 会議概要

(1) 会議の名称	平成30年度第2回我孫子市自殺対策協議会							
(2) 開催日時	平成30年8月28日（火） 午後2時から午後3時まで							
(3) 開催場所	市役所 分館大会議室							
(4) 出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名 （傍聴人を除く） 出：出席 欠：欠席	委 員（市職員以外）							
	出	蓑下 成子	出	玉村 公樹	欠	池森 紀夫	欠	水田 勝
	出	渡邊 三枝子	出	鈴木 幸子	出	柳瀬 玲子	出	在国寺 雅司
	出	吉水 宏太朗	出	中川 裕美	出	中川 武		
	事務局出席							
	社会福祉課 （三澤次長、山田課長補佐、山澤、草野） (株) 名豊 渡邊							
(5) 議題	(1) 会長・副会長の選出について (2) 我孫子市自殺対策計画素案について							
(6) 公開・非公開の別	公開							
(7) 傍聴人の数（会議を公開した場合）	傍聴人の数	0人						
(8) 会議の内容（概要）								
発言者	内 容							
○健康福祉部 次長挨拶								
○委員自己紹介								
○事務局紹介								
議題 1 会長・副会長の選出について								
会長に蓑下委員、副会長に玉村委員が各々選出された。								

議題 2 自殺対策計画策定について	
会長	それでは、議題（2）我孫子市自殺対策計画 素案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>庁内連絡会や自殺対策協議会委員の皆様から頂いた意見を踏まえて見直しを行いました第2案として、我孫子市自殺対策計画（素案）の説明をいたします。それでは、主な変更点を中心に説明させていただきます。計画は、全5章から全4章に構成を変更しています。</p> <p>1 ページをご覧ください。 第1章 計画策定にあたっての1 計画策定の背景です。 我が国の自殺者数は、1998年以降3万人を超え、2010年以降7年連続して減少しているものの、年間2万人を超えており、自殺死亡率は、主要先進7か国で最も高い状況となっています。こうした中、国では、2016年3月に「自殺対策基本法」を一部改正し、市町村に対して自殺対策の施策に関する計画策定を求めています。 2 計画の趣旨です。本市では、自殺対策を総合的かつ効率的に推進するため、2010年7月に自殺防止対策に関わる関係機関及び団体等で構成する我孫子市自殺対策協議会を設置し、市の自殺対策に取り組むなか、毎年20人前後の方が命を絶つという状況が続いています。こうした中、効果的に自殺対策の施策を展開していく必要があることから、本市の自殺対策を推進する「我孫子市自殺対策計画」を策定します。 3 計画の位置づけです。本計画は「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。 4 計画の期間です。本計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。</p> <p>3 ページをご覧ください。 第1章 計画策定にあたって については、新たに 5 策定体制を加えています、策定体制については、策定に当たり「我孫子市自殺対策庁内連絡会議」「我孫子市自殺対策協議会」において計画の内容について協議を行った旨を記載しています。その他、変更前の素案では第3章に記載されていた「目指す姿」と「目標」を、第1章に位置づけを変更しています。 6 自殺に関する基本認識です。本計画では、自殺対策は「生きることへの支援」という観点から、 ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である ・自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である ・自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い ・自殺の状況は、非常事態である という4つの基本認識を掲げています。 また、7ページをご覧ください。 目指す姿については、より我孫子市らしさが表せるよう見直しを行い、「手賀沼のほとりで心安らぎみんなで命支え合うまち」を目指す姿としました。 8 目標です。国の自殺総合対策大綱では2026年の自殺死亡率を、2015年の自殺死亡率18.5の30%以上減少となる、13.0以下にすることをとしています。これを踏まえ、本計画の数値目標として、2022年までに、我孫子市の自殺死亡率を2014年～2016年平均の16.76から15%以上減少させ14.25以下にすることを目標とします。</p> <p>続いて、8ページをご覧ください。 第2章 我孫子市の自殺の現状と課題です。 掲載している市の現状についてデータの追加や更新を行っています。各種データについては、東葛北部医療圏と比較していたものを千葉県との比較に変更しています。</p> <p>1 2 ページをご覧ください。 （4）自殺未遂者の状況について、自損行為による搬送人員の推移を追加しています。その他、若年層では自殺が死因の上位となっていることを示すため、年代別死亡数の状況のデータを追加しています。 1 8 ページをご覧ください。関係団体や機関における自殺対策にかかわる取り組みや課題等についてヒアリングした際のご意見を記載しています。</p>

20ページをご覧ください。

統計データなどからみる市の課題と、それを踏まえた施策の展開へのつながりを分かりやすく整理するため、新たに3 支援が優先されるべき対象群と課題、の項目を増やし、我孫子市における自殺の特徴と、自殺総合対策推進センターの分析から抽出された、我孫子市において特に支援が優先されるべき対象群の特徴と、我孫子市では、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営者」「若年層」への支援が課題となることをまとめています。

次に、第3章 自殺対策推進のための取り組みです。具体的な計画の内容をこの章でまとめています。

23ページをご覧ください。

まず、新たに1 基本方針 を追加しました。自殺総合対策大綱を踏まえて、本市の自殺対策における「基本方針」として、

- ①「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす
 - ②関連施策との連携を強化した総合的な対策の展開
 - ③対応の段階に応じたレベルごとの対策
 - ④誰にでも起こり得る危機であることの啓発
 - ⑤関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- の5つを掲げています。

また、基本施策と特に推進するべき施策として施策の体系の見直しをしています。

25ページをご覧ください。

基本施策1 市民一人ひとりへの周知啓発と心の健康づくり

基本施策2 適切な相談と支援につなげるネットワークの構築

基本施策3 自殺対策に係る人材の養成

この3つを基本施策とする構成に変更しています。

そして、特に推進するべき施策については、課題となる「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営者」「若年層」、それぞれの対象に応じた自殺対策の展開を位置づけています。

29ページをご覧ください。

基本施策1 (1) 自殺予防の大切さの啓発と周知では、自殺防止に関する啓発や自殺に係る情報提供の充実に関する取り組みを位置づけています。

31ページをご覧ください。

基本施策1 (2) 心の健康づくりの推進では、心の健康に関する普及啓発や心の健康等を保つための相談等の支援に関する取り組みを位置づけています。

34ページをご覧ください。

基本施策2 (1) 地域における相談窓口とネットワークの強化では、様々な問題に応じた相談体制の充実や地域における見守り活動、関係機関等との連携強化に関する取り組みを位置づけています。

39ページをご覧ください。

基本施策2 (2) 自殺未遂者や自死遺族等への支援は、①自殺未遂者や自死遺族等に関する取り組みです。

41ページをご覧ください。

基本施策3 (1) ゲートキーパーの養成と自殺対策を担う人材への支援は、ゲートキーパーの養成やその他自殺対策を担う人材への支援に関する取り組みを位置づけています。

44ページをご覧ください。

特に推進するべき施策(1) 高齢者への支援では、高齢者への相談支援や見守り体制の充実の他、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、介護者等への支援などを高齢者への自殺対策として位置付けています。

47ページをご覧ください。

(2) 生活困窮者への支援では、生活困窮者への相談窓口の充実と生活困窮者支援に関する取り組みを、生活困窮者への自殺対策として位置付けています。

事務局	<p>50ページをご覧ください。</p> <p>(3) 勤務・経営者への支援では、勤務問題等における支援体制の充実のほか、働きやすい職場環境づくりも、勤務・経営者への自殺対策として位置付けています。52ページをご覧ください。</p> <p>(4) 若年層への支援では、小中学生だけでなく、高校生、大学生から20～30歳代を若年層ととらえて、若年層への支援体制や自殺対策に関する教育の推進、子どもへの支援・見守りの充実を若年層への自殺対策として位置付けています。</p> <p>各施策の主な取り組みについては、関係各課に改めて照会をかけ、内容を反映させるとともに、現在は実施していなくても、今後実施していく考えのある取り組みを新たに追加するなど、内容を大きく見直ししています。</p> <p>56ページをご覧ください。</p> <p>また、5 評価指標については、3つの基本施策と、特に推進すべき施策の4項目に応じて7つの評価指標を位置づけることとしました。このうち、④高齢者支援の指標については、所管課と調整しているところです。</p> <p>58ページをご覧ください。</p> <p>最後に、第4章 推進体制です。</p> <p>1 推進体制については、「我孫子市自殺対策協議会」において、関係機関等の連携強化を図るとともに、自殺対策を総合的・効果的に推進する体制を整えていく、また、庁内での自殺対策の推進体制を確立するため、庁内関係部局が横断的に計画の進行管理をする、という考えは変わりないですが、市長をトップとして全庁的に自殺対策を進めていくことを示すため、推進体制の図を新たに示しています。</p> <p>なお、前素案に対する皆様からのご意見は、こちらの一覧表にまとめました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、このことでご質問やご意見などございますでしょうか。</p>
中川（裕）委員	<p>56ページの5の評価指標について、①市民一人ひとりへの周知とありますが、パンフレットの冊数ではなく、配布回数を指標とする理由はありますか。</p>
事務局	<p>どのくらいの講演会・研修会に、ゲートキーパーに関心を持ってもらうようなチラシ等を配布できるのか、まだ洗い出しができていない状況により、参加人数等を今の段階で把握できていないため、講演会・研修会での配布回数を指標にさせていただく形になっています。</p>
中川（裕）委員	<p>講演会や研修会等は規模の違いがあるため、回数ではなく冊数を指標とすると良いと思いますが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>これまでは配布していないけれども、事あるごとに配布したいということをご心がけるといことですね。</p>
事務局	<p>指標については、再度検討していきたいと思っております。</p>
渡邊委員	<p>病気の旦那さんが亡くなり、「死にたい、死にたい」「何で私のことを置いていった」と強く訴える方がおり、気持ちは痛いほどわかりますが、相談を受けるこちらがノイローゼ気味になってしまうことがありました。</p>
会長	<p>臨床心理の世界でも支援者の疲労という問題が出てきています。</p>

鈴木委員	認知症サポーター養成講座は、民生委員、社会福祉協議会の委員としても何回も受けていますが、今後は、傾聴も含めゲートキーパーの役割等についても勉強していきたいと思います。
柳瀬委員	例えば昨年亡くなった方からのサイン、それを見逃してしまったという事例について、名前は出せないにしても、どんなことをしたら私たちは自殺を防ぐことができるのだろうかという、具体的な、身近な問題として考えることは必要だと思います。 どのようなサインを出しているんだろうとか、どうして気づかなかったんだろうとか、きっと身近な人は自分を責めて、何で救ってあげられなかったんだろうかと思っています。 サインに気づいたときのかかわり方、そのような事例研究や検討をやる必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。
会長	ぜひ今後は、事例検討も検討していくことが必要ですね。
中川（武）委員	警察でも警察相談というのがありまして、日々さまざまな相談をいただいております。相談内容を見落とさないように、警察としてできるものは対応していますが、関係機関に引き継ぐべきところは速やかに引き継いで、連携を図っていききたいと思っています。 また、広報することの難しさというのが一つ問題になっています。 今、警察では、自殺以外で言うと、「電話d e 詐欺」の被害が非常に多いところで、何とかして周知徹底を図っていききたいと考えているのですが、我孫子の「電話d e 詐欺」の現在の件数は24件で、去年1年間の件数にもう既に達してしまい、なかなか浸透しないところです。一人一人の方にどうやって周知するのかということ、これからの課題と感じているところです。 なお、警察では今年の自殺の取扱いは数えるほどで、どちらかという孤独死のほうが多いという印象があります。やはり、自殺がある以上は、防いでいきたいという思いがあります。
会長	行方不明というか、居なくなったという通報はどうなのでしょう。自殺と関係ありそうですけど。
中川（武）委員	警察で原因、動機、全部調べないと、死体検案を作成するため、動機や死因を特定できるように、預金通帳の確認であるとか、ご家族に話を聞いたりするとか、あらゆることに対して調査を行います。
会長	認知症の患者さんが徘徊して居なくなったという通報関連はいかがですか。
中川（武）委員	認知症の方も、ご家族の方から行方不明の届け出というような形で受理することがあります、それは1日1件、2件は必ずあります。 いろいろと接することが警察は多いので、その様な機会に自殺についてもあわせて周知することは可能かと思います。
中川（裕）委員	当センターでもDV相談、精神相談、思春期相談等の相談を受けています。自殺に関連してはいますが、特化したものではありません。 しかし、職員も自殺予防の意識を高くもつ必要性を感じました。 また、細やかな対応は市行政にお願いするようになりますので、市行政との連携の強化が課題だと思っています

吉水委員	<p>計画書については、庁内で自殺対策の意識を持ってそれぞれ、今、現在行われている行政サービスに向けてまとめていただいていると思います。</p> <p>この計画は5カ年の計画ですが、計画の期間内でも見直しをするとの方針ですので、施策の評価指標についてもいろいろな見方もあるのでしょうかけれども、その時点で見直しすることはできます。ただ、まだ計画を修正していくようですので、事務局でいろいろと再検討していただければと思います。</p>
在国寺委員	<p>我々みたいな、企業に勤務していると、メンタルという問題があります。そのことに関しては日々対応しています。</p> <p>皆さんの話を聞いていて思ったのは、自殺を考えてしまう方々は、かなりプライバシーのところに入ってしまふという特殊性があつて、周知や広報のときに、本当にその必要な人にどのように情報が届くかというのが、多分、先ほどの話で一番大事な事と思っています。</p> <p>うちの事業所も何千人という人が働いていますが、全員に情報が行き届く事は、ほぼほぼ難しいんですね。例えば全館放送しても聞いていない人は聞いていないこともあります。最近、業務をする中では情報を行き届かせる、必要な人に行き届かせることの難しさを感じていまして、自殺対策もまずはそこが一番大事な事と思ひながらご意見を聞いておりました。</p>
会長	<p>そうですね。多分、今、問題になっている孤立した人たちには、情報が入っていると思うのですが、それでも難しい。</p>
在国寺委員	<p>昔、何十年か前は、メンタルで病んでいるなど自分で思っても言いたくないという気持ちがすごく強い傾向であったものが、時代が変わり、メンタルに関しても、だんだん一般化していくということも大事なのかなと思います。</p>
玉村委員	<p>13ページに、男性の無職者において20～39歳自殺死亡率が突出して我孫子市が高いデータになっていますが、我孫子市特有の理由が考えられるのであれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>特にこの年代に多いというのが、実は家に引きこもってしまつたりだとか、在宅で精神科に通っていて、治療を受けているが、突然死にたくなつてしまふとか、あるいは成育歴の中で、今までに家族から虐待を受けたとか、あるいは、子供のころにいじめを受けた方たちがこの中に含まれていると考えています。</p> <p>ただ、具体的にこの5年間の中でこの分が突出しているかについては、これが我孫子に際立ったことかどうかは明確な答えができないという状況になります。</p> <p>少なからず、データのいわゆる若年層と言われる方たち中では、全国や県より多く見られることに対して、今回この計画書の中でも、特に推進すべき施策での支援という形でうたわせていただいております。</p>
玉村委員	<p>必要な人にどう伝えるかの課題については、健康問題では主に精神疾患系の課題を抱えている人が多いということで、メンタルトレーニングの方法を周知等によるアプローチは比較的容易であると考えられます。</p> <p>経済問題では、例えば生活保護受給者が異常に高い地区があるのではないかと、市町村民税を滞納されている方々が多い地区があるのではないかと。我孫子市内の地区に偏在はないのか、気になっているところです。詳細な情報があれば、チラシ、広報などを集中的にやると、より伝わるのではないかなと思ひました。</p>

玉村委員	<p>また、私の経験ですけれども、例えば、生活困窮で生活保護を考えている方、もしくは借金があり弁護士相談を考えている方々の相談に多いのですが、相談者は、その先どうなるか。自分がどうなるかという不安が大きいことが感じられます。</p> <p>「保護受給者になったときに自分がどうなるか」 「受給したとき家族に知られるのではないか」 債務問題に関しても 「住民票に自分の債務の履歴が載ってしまうのではないか」 「弁護士費用がどれだけかかるか」 「債務整理したときに自分がどの程度リスクを負わなければならないのか」 「何かの信用情報を誰かが調べたときに情報が出てしまうのではない」など、 すごく不安に思っていて、その辺をきちんと丁寧に説明してあげると、比較的、債務整理の話に進むことが多いことがあります。</p> <p>伝え方として、弁護士に相談しましょうという形で相談したときに、相談者にどういった状態になり得るのかということまでを意識して伝えると理解されやすいと思いますし、パンフレット等に具体的に記載することも必要ではないかと思いました。</p>
鈴木委員	<p>生活保護に関しては、昔の方は家族に知られるとか、親戚に知られるということで、とても我慢しましたが、今の方はそこまでの意識はないです。当たり前のように生活保護を申請しています。生活保護になったことを知られてしまうことを心配しているとは少し違うかなと思います。</p>
会長	<p>2つの層があると思います。徹底して制度を利用、活用しようというケースを鈴木委員は見守っていらして、一方ではぎりぎりまで我慢して、それでも受給しないと死んでしまうケースを玉村委員は見ている。</p> <p>両極端のケースがあり、どちらも制限するというわけにいかないため、多分、ぎりぎり我慢している人に対する広報活動が必要があるのではないかという意見だと私は思ったのですけれども、いかがですか。</p>
鈴木委員	<p>確かに、もう手続きしましょうと言っても「もうちょっとやってみます」と言う方も、特に高齢者に、本当に少ないですがいらっしゃいます。</p>
会長	<p>問題になっている情報弱者の人たちは我慢し、他方、借金を多額に抱えているけれども、インターネットでいろいろ調べ、情報を活用している方々がいる。情報弱者の人にも情報が行き渡るようにしたいですね。なかなか難しいですね。</p> <p>多分、インターネットで情報を得ることができる人はどんどん調べるから良いと思いますが、情報弱者向けに、今の玉村委員のアイデアを盛り込んだパンフレット、本当、1枚だけのわかりやすいパンフレットがあれば良いと思います。</p> <p>生活保護を受給したら、こういうことが楽になります。でも、それに甘んじることなく、生活保護を乗り越えることもできます、普通に戻れることがわかるものがあると良いかもしれませんね。受給することを目的ではなく、生活を立て直すことが目的ですよみたいなパンフレットとかがあると、「ああ、私は一生、生活保護のままに転落しちゃった」という、その絶望感を解消することが可能ではと思います。</p> <p>私からの意見としましては、11ページの我孫子市の現状というところが気になりました。ゲートキーパーの講演会をもちろん専門職も受けるべきなんでしょうけれども、時代は、全員がゲートキーパーになるという方向に行っているのではないかと思います。</p> <p>確かに患者さんの話などを聞いていますと、自分がこんなで、配偶者に悪くて、余計肩身が狭いから、「俺なんかいなくなっただろうが」の様な事で話が展開していますので、そのあたりのことから重点的に認知していただければ良いと思います。</p> <p>皆さんから一つずつご意見をいただいたのですけれども、さらにそのことでアイデアとか浮かんだ方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>他にご意見等ございませんでしょうか。 それでは最後に、事務局から何か連絡事項ございますか。</p>

事務局	<p>本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 今後の予定としましては、あす、庁内の連絡会を開催いたします。関係課と協議をして、変更などございましたら変更させていただきます。 また、先ほど挨拶からも説明しましたが、少し市民目線で、内容の変更を検討していますので、検討した内容については後日、委員の皆様にお知らせさせていただきますと思います。 なお、10月5日から約1カ月間は、計画策定に伴うパブリックコメントを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>後日、本日の議事録を作成し、皆様にご確認をいただき後ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。 次回につきましては、11月29日木曜日、午後2時から、場所は議事堂の第1委員会で開催する予定となっております。 会議では、パブリックコメントの実施結果、最終報告をさせていただく予定となっておりますので、ご多用のところ申し訳ありませんが、11月もご予定いただくようお願いしたいと思います。 本日は、会議にご出席いただきまして、ありがとうございました。 事務局からは以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、これを持ちまして、平成30年度第2回我孫子市自殺対策協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。</p>
以上	